

前橋市市税条例の改正について（議案第61号）

収納課・市民税課

1 改正の理由

- (1) 地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 地方税法の延滞金等に係る特例規定の改正に準じ、延滞金の割合の下限を定める。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 均等割及び所得割の非課税限度額の基準の判定に用いる扶養親族の範囲について、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除外する。

イ 特定公益増進法人等に対する寄附金に係る税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。

ウ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置（セルフメディケーション税制）の適用期限を5年延長し、令和9年度分までとする。

- (2) 延滞金の割合の特例を定める規定において、当該特例を適用して加算した延滞金の割合が年0.1パーセント未満であるときは、延滞金の割合を年0.1パーセントとする規定を加える。

3 施行期日

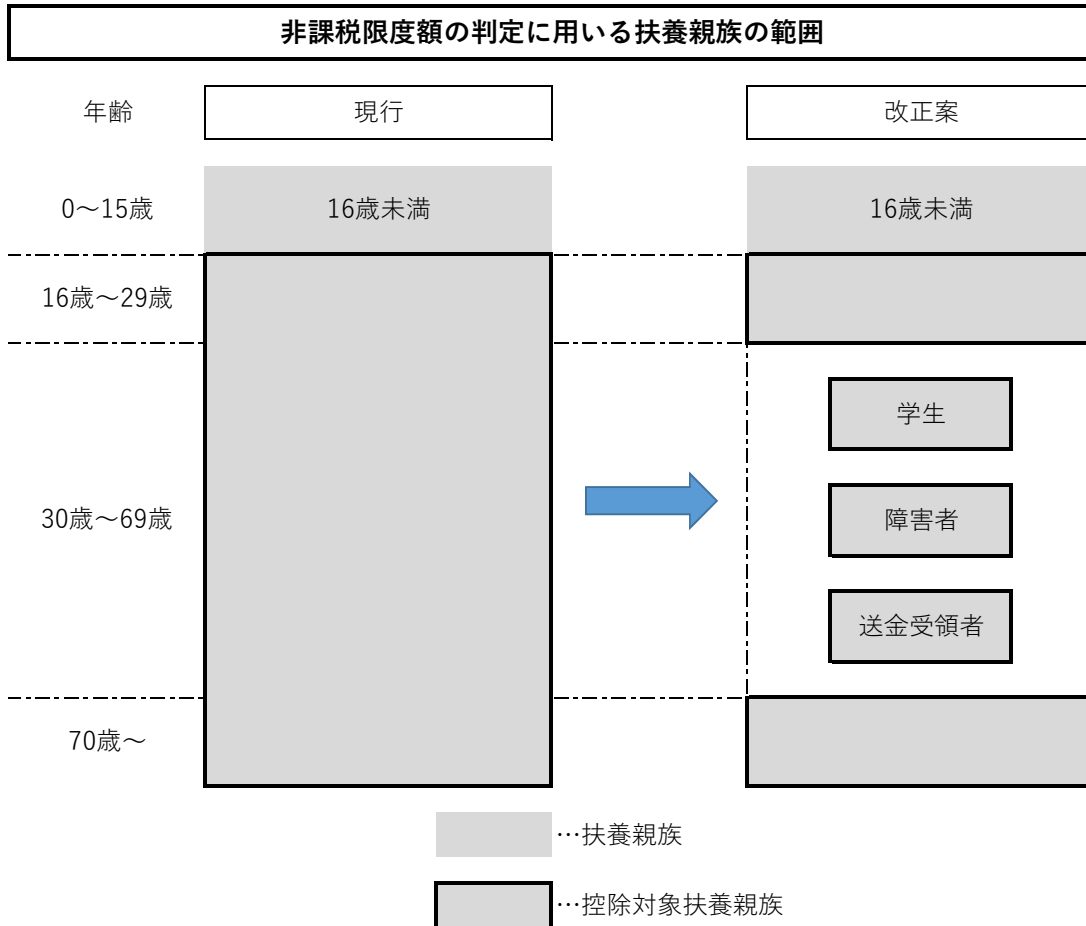
2の(1)のア 令和6年1月1日

2の(1)のイ及びウ 令和4年1月1日

2の(2) 公布の日

個人市民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

「扶養控除」における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人市民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除外する。



(注) 扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とし、令和6年度分以後の個人市民税について適用する。

<参考1> 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し (令和2年度改正)

- ・ 30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の対象外とする。
- ・ ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。

- ① 留学ビザのコピーを提出した者
- ② 障害者控除を受けている者
- ③ 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

(注) 上記の見直しは、令和5年分以後の所得税、令和6年度分以後の個人市民税について適用する。

<参考2> 個人市民税均等割・所得割の非課税限度額

- ・ 低所得者層の負担を考慮し、世帯人員数等に応じて算出される所得金額が一定額以下の者について均等割及び所得割を非課税としている。

※ 「世帯人員数」とは、本人・同一生計配偶者及び扶養親族の合計数